

写

資料 2

20小廃第474号  
平成21年1月6日

愛知県知事 神田真秋様

小牧市長 中野直輝



小牧岩倉衛生組合環境センターごみ処理施設更新に係る環境影響  
評価方法書についての意見の概要について（送付）

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第9条の規定に基づき、別添のとおり小牧岩倉衛生組合環境センターごみ処理施設更新に係る環境影響評価方法書についての意見の概要を作成しましたので送付いたします。

連絡先 小牧市環境交通部廃棄物対策課  
担当：入江  
電話：(0568)76-1187【直通】  
FAX：(0568)75-8283



## 小牧岩倉衛生組合環境センターごみ処理施設更新に係る環境影響評価方法書についての住民意見の概要

### 1 各種調査事項に係ること

番号	意見の概要
1-1	事業実施区域周辺には、犬山市(2市2町)のごみ焼却施設候補地や、小牧岩倉衛生組合、春日井市の焼却施設が点在しているため、有害物質等の調査期間及び調査地点を増やしてほしい。
1-2	事業実施区域周辺は、地形等の状況により、大気の流れが複雑であることが想定される。しかし、現地調査地点は面的に大気汚染を予測評価するには少ないため、面的な変動を評価できるように予定施設を中心にして地点数を大幅に増やすべきである。 また、地球温暖化の影響を受けて、過去の状況からは予想を超える事態が発生している。そのため、環境影響評価には慎重で、丁寧な測定と評価が必要と考えられ、より面的な測定に基づく評価が必要である。
1-3	環境大気質調査地点は事業実施区域から遠く、地点数も少なすぎる。施設予定地は 260 メートルの山の麓にあり、気流、風の流れからすると、野口、大山、林、池之内区内には各 3ヶ所程度、光ヶ丘 3 丁目には 1ヶ所、ダイオキシン類等の調査地点を増やすべきである。
1-4	事業実施区域の東南約 200メートルに老人ホームがあるため、調査期間及び調査地点を適切に検討してほしい。
1-5	野口地区の道路は、新しく整備されたため、方法書にある現地調査地点以外の利用ルートが考えられる。また、パッカー車、産業廃棄物運搬車両等の大型車の通行が増えており、同地区は道路地盤が弱いと見られるため、振動が大きい。そのため、沿道大気、道路交通騒音、道路交通振動について、この区間で 3ヶ所程度の現地調査地点を設定してほしい。

### 2 環境汚染を防止するための要望

番号	意見の概要
2-1	汚水は大洞川に流さずに、全てを公共下水道へ排出し、有害物質を取り除く方法を採用すべきである。虫が少し飛んでいるので、大洞川で虫が乱舞するようにしたい。

### 3 その他

番号	意見の概要
3-1	環境影響評価方法書の縦覧時間がほとんどの場所で平日の日中に限られているため、平日に勤めの人には休暇を取らないと見ることが出来ず、意見書も出すことが出来ない。そのため、せめて地元区には環境影響評価方法書の説明会を開催してほしい。